平成２３年（フ）第７５３号
福岡県朝倉市杷木志波４番地の１
債務者　有限会社原鶴温泉泉屋旅館
代表者代表取締役　小野　恭祐
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　　功
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１６号
福岡市博多区古門戸町３番21号
債務者　株式会社藤原プロダクト
代表者代表取締役　藤原　正嗣
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０３号
仙台市太白区八木山南６丁目２番地の１
債務者　株式会社カウ・ベル
代表者代表取締役　小山日出男
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　　修
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午後３時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号末広ハウス302号
債務者　有限会社ドルフィン
代表者取締役　田中　誠二
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３６５号
仙台市太白区鈎取３丁目４番13号
債務者　我妻　貴司
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野　一弘
４　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
仙台市太白区鈎取３丁目４番13号
債務者　我妻小夜子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野　一弘
４　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
福島市飯坂町字十綱下12番地の４　昭和マンション飯坂203号
債務者　松長　義昭
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　初美
４　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３４１号
茨城県石岡市根小屋383番地１
債務者　矢口　寿江
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀田　道子
４　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月26日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５５８号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目20番12号
債務者　庭野　光明
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　裕子
４　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５０号
岡山市南区当新田465番地12、旧住所岡山市南区当新田455番地16
債務者　藤田　龍雄
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　和英
４　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１号
岡山市南区当新田465番地12、旧住所岡山市南区当新田455番地16
債務者　藤田　悦子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種田　和英
４　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
千葉県富津市佐貫362番地８
債務者　照井惠美子
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
４　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１７号
奈良県吉野郡川上村大字武木385番地、住民票上の住所奈良県橿原市葛本町713番地の13
債務者　上田登記測量事務所こと　上田　良三
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠中　孝司
４　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第１８号
奈良県吉野郡川上村大字武木385番地、住民票上の住所奈良県橿原市葛本町713番地の13
債務者　上田　孝子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠中　孝司
４　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第４８号
千葉県木更津市真舟４丁目18番17号　さくらパレス２―202号
債務者　大網　幸一
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　貴康
４　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部